

十和田市セーフコミュニティ推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 行政と地域住民等の協働によるセーフコミュニティの取組みを通じ、市民が安心して安全に暮らすことのできるまちづくりを推進するため、十和田市セーフコミュニティ推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1)セーフコミュニティ実施計画策定に関すること。
- (2)地域における取組みの推進及び評価に関すること。
- (3)その他安心・安全のまちづくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は委員30名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)安心・安全のための地域活動を行う団体の代表者又は構成員
- (2)地域の安心・安全の確保に関し識見を有する者
- (3)保健、福祉及び医療関係者
- (4)教育関係者
- (5)関係行政機関の職員
- (6)市職員
- (7)その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役職名をもって委嘱された委員の任期は、その役職にある期間に限る。
- 3 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部健康推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月6日から施行する。